

会計年度任用職員制度が始まります

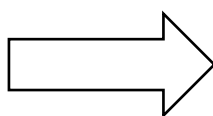
〈令和2年度〜〉

地方公務員法等の改正に伴い、臨時・非常勤の職の任用要件が厳格化されるとともに、会計年度任用職員制度が創設されました。同一労働同一賃金の考えから、正規職員に準じた、勤務形態（時間）、労働賃金となるとともに、非常勤講師は一般職へ移行するため、懲戒処分の対象となります。

	常勤講師	非常勤講師
	<ul style="list-style-type: none">・ 臨時的任用職員（定数欠等）・ 任期付採用職員（育休代替）	一般職 <ul style="list-style-type: none">・ 会計年度任用職員制度（パートタイム）に含まれる
募集方法	・ 現行のティーチャーズバンクと同じ手続き。	
選考方法	① 講師等志願書の受付（書類選考） ② 複数人による面接（面接試験） ③ 任用決定	
条件付採用	対象外	対象 ・ 採用後1ヵ月。勤務日数が15日未満の場合、15日に達するまで延長。
勤務時間	1日7時間45分	指定された、授業及び授業準備時間を勤務（1授業につき、90分の勤務時間）
給与（報酬）	<ul style="list-style-type: none">・ 経験年数に応じて、号給を決定・ 当月21日に支給（現行から変更なし）	<ul style="list-style-type: none">・ 経験年数に応じて、報酬の時間額を決定（給料表適用。上限あり）・ 勤務実績に応じて翌月21日に支給・ 要件を満たす場合は期末手当を支給
社会保険等	公立学校共済組合	週30時間勤務から社会保険適用
その他	懲戒処分の対象	

会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤講師の勤務時間が明確化されます。

担当授業数（コマ単位）を発令していた。



授業数（コマ）だけでなく準備時間を含めた総勤務時間を発令する。
1コマにつき90分

勤務形態・給与（報酬）について

常勤講師

<勤務形態>

- ・正規職員と同様に7時間45分勤務
- ・任用期間は半年更新制
(例4月1日～9月30日までの任用後、10月1日から任用期間が更新。)
- ・正規職員が不足している学校や、産休・育休を取得している先生の代替として勤務
- ・講師志願書の受付は、随時教育事務所で行っています。

<給与>

月 給：228,000円～(教職調整額、地域手当及び義務教育等教員特別手当を含む)
校種・経験年数・学歴などにより異なります。

諸 手 当：通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当、退職手当(6ヶ月以上勤務の場合)等が正規職員の例により支給されます。

非常勤講師

<勤務形態>

- ・指定された、授業及び授業準備時間を勤務(1授業につき、90分の勤務時間)
小学校 週当たり、6時間～30時間勤務
中学校 週当たり、3時間～30時間勤務
- ・長期休業期間(夏休みや冬休み)は勤務なし
- ・講師志願書の受付は、随時教育事務所で行っています。

<報酬等>

報 酬：校種・経験年数などにより異なります(下の代表的な例を参照)。

諸 手 当：期末手当(※)

費用弁償：通勤に要する費用

※次の全ての条件を満たす場合に期末手当が支給されます。

- ①基準日(6/1・12/1)に在職していること
- ②1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上であること
- ③基準日現在で直前の基準日の翌日以降の任期の合計が6月以上であること

《代表的な例》

市町村立小・中学校：1週間当たりの勤務時間が18時間の場合

報酬月額 116,000円～122,000円程度(地域手当相当額を含む)

県立高等学校：1週間当たりの勤務時間が9時間の場合

報酬月額 73,000円～78,000円程度(地域手当相当額を含む)

特別支援学校(小・中学部)：1週間当たりの勤務時間が9時間の場合

報酬月額 60,000円～63,000円程度(地域手当相当額及び給料の調整額相当額を含む)

特別支援学校(高等部)：1週間当たりの勤務時間が9時間の場合

報酬月額 75,000円～80,000円程度(地域手当相当額及び給料の調整額相当額を含む)